# 添付書類確認票

事業計画書(処分先一覧)
従業員名簿
代表者、役員及び発行済株式の5%以上を保有する株主の名簿
受入証明書 (処分先証明書)
※新規許可申請及び取り扱う一般廃棄物の種類を追加する場合に提出を要する
誓約書 (廃棄物処理法第7条第5項第4号の規定に該当しないこと)
誓約書(廃棄物処理法、上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び規則を遵守す
ること等)
一般廃棄物処理施設設置許可を受けている場合は、許可証の写し
産業廃棄物処分業の許可を受けている場合は、許可証の写し
定款又は寄付行為及び登記事項証明書(法人)、住民票の写し又は登録原票記載事項
証明書(個人)/前回申請と変わらなければ誓約書
完納証明書
事業所の所有を証明する書類(土地建物登記簿謄本又は土地建物賃貸借契約書写し)
/前回申請と変わらなければ誓約書
事業所案内図及び付近見取り図
事業所敷地内配置図
処理施設の概要
処理施設內図面 (平面図、配置図、立面図、断面図、構造図等)
処理施設の処理工程表
処理施設の処理能力がわかるもの (パンフレット等)
保管を行う場合は、保管施設の概要
施設の設置に関する地元の住民等の同意書及びその経過を記載した書類の写し
事業所及び施設の様子がわかる写真数枚

## 一般廃棄物処分事業計画書

番号	廃棄物の種類	搬入者	受入予 定量 (t/月)	処理方法	中間処理又は再 生の搬入先	最終処分搬入先
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

#### 従業員名簿(社員名簿)

役	職	氏	名	住	所

処分業務を行う者(責任者及び事務関係者を含む)を記入してください。他部門の業務に従事する者は記載不要。 総従業員数 人(うち処分業務を行う者 人)

### 代表者、役員及び発行済株式の5%以上を保有する株主名簿

		(1)	区 反 及 U	元111月	休式の5	7025	<u> </u>	DN H 7	2 1/V =				
役	職	氏	名			本	籍	地		生	年	月	日
							· <u> </u>		_			_	
					<u> </u>								

### 受入証明書

(処分先証明書)

搬入者 住 所

事業所名

代表者氏名 印

電話番号

上記の者が搬入する下記の廃棄物又は資源物について、受け入れることを証明します。

記

受け入れる一般廃棄物の種類

令和 年 月 日

受入者 住 所

事業所名

電話番号

令和 年 月 日

(提出先) 上田市長

住所

氏名 印

法人にあっては、主たる事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名

条

私(当社)は、上田市一般廃棄物処分業の許可申請にあたり、廃棄物の処理及び清掃に

を 執

る社

取

役、

執

行

役又は

これ

らに 問

る

者と同

等以

上の支 を有

配

力 者

で有

る者をい

相

一談役

その

カュ

な

る

す

あ

問

ず、

法 取

いれる者

以

号、

第

八条の

五.

第六

項

及

第

四

条 準

第 ず

五.

項第二号

=

に

お

て同

ľ

で

者で当

消

0)

経過

l

ない

四

、は第 ・ものを

十四四

四

条

0

六に

お

いて

読

ロえて準

用

,る場

含む。

) 又 は

化

 $\nabla$ 

)第

規

定に

よる通知

つた

日 前

日

以

内に

当

該

法

役

人員 (業

未務を

る

締役

行

許 れ た者が

取

ŋ 法

消

れ ある場合 項

た場合

除く。

に

おい

ては、 項 消

当該

取

消

の処

係

る行

政

手

続 第

法

伞

成

Ŧ.

律第八十八

消 槽

さ

+

条

0

規

により許

可

を

取り

そ

0)

取

消しの

日 読み替

五年

経

位過しな

者

**当** 

(第七

条

四

第

第三

一号又は

四

条

三の から

二第

一項

二号

該当することに

若

しくは

第二項(これら 四号に係る部分を除

規定を

第

四

条の六に

お

いて

こえて準

る場

合

含む。

四

項

第

は

行為等処

一関スル

律(大正十五

法

律第

六十号)の

を

犯

罰

· 金 の

刑

せら

明明

四十年

法

二百

執行を受けることが

なくな 法

つた

から

五.

を

経

過

な

く。

)若しくは

第二項

若しくは

第十四

一 の 二

項

第

光四号に.

関する法律第7条第5項第4号に該当しないことを誓約します。

五. 該

一項に

お る

٧١

て

肌み替

えて

す

合を含む 決 しの

以 下

· こ の

号にお

Ü

<u>。</u>の

規

定

による一

般

廃

物若

全

部

若 読 は 規

<

搬

若

くは る

処分

育

生

一する

ことを含む

, 業 の

/をす

又

処

分

しないこと 準用

を

い 定す

目

ま

で

O 行

間

12

次条 続法

三項

四 定

条の二第

項

及び

条

第

二項

焼定に

よる

許可 の三

0) 0)

取

消 (第

処

分に

. 係る

第

五

条 の

規

たによる

通

あっ

た

から 四

届

浄

第三十八条

第五号に

する旨

条の規

定による届

出

た

**当** 

該

業

廃

に

いて

理

が

あ

る 化

)で、

当該

届出の日

から

五年を経

温し

な

定す

間

内に次

条三項の規

定による一般

ず

れ る 者

業の

全

部

廃 知

止

届

出又は

化 廃棄物若

槽法

第三十

-八 条

第

に該

する

旨

0

同

規定

るる届

しくは産

廃

棄

物の

収

若

L

搬

若

は

処

Ж

合

て、

0)

通 0

前

六

日

に

出

係

法

当

業

止に

当

0

理

が

あ

者

除

0 政

政令で定

使

用 人 当該

人で

あ

た者で、 者又

当 該

該

届

出 に係

0

カュ

Ġ

五年を 当該

経

過

員

若

は

令 .

る使用 める

、あつ

た

人は当

出 該

る 0)

人

事業

廃止

する 復権を得

第三十二条の三第 浄 ) 第 法 昭 条 七項及び第三十二条の づく処 第 分若 · 法律 条 しくは 第 第 百 一号) その 寸 員に 執 第 行 第 よる 他 二百 項 不 除 -当 な ること 境 <u></u>の 為 第 規 防 を 定に 二百 止 目 的 違 反 る 法 る 又 は 刑 政 棄 は 法 経

個 法 関 務 役員 関 で定 成 又 不 は政 Œ 同 む 公令で定 不 の 誠 行 める 為能 兀 実 条 使用 行 に 第 力 を 人のうちに 有 項 第 な る 一号 お ŧ ħ イ 成 からチま お 年 者 ると でそ ħ 認 じ。 法 る 定 ずれ に が 代 足 1 力。 人 に該当する らチ 法 相 定 当  $\mathcal{O}$ で 理 理 者 人 が 法 あ ħ 人で に あ 該 当 す る 合

ル ヌ

#### 誓 約 書

令和 年 月 日

(提出先) 上田市長

住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名

私は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例並びに施行規則等の規定に定められた事項を遵守し、誠実、公正はもとより、公共事業者として、市民に対して一切迷惑をかけないことを固く誓います。

万一法令に違反する行為を行った場合、又は、市の指導に従わなかった場合は、許可の取り消し 等の処分を受けても異議を申し立てません。

記

- 1 上田市一般廃棄物処理業業務にあたり、許可条件を遵守します。
- 2 一般廃棄物の処分業務にあたっては、常に従業員に対し、市民の信頼に応えるよう責任を持って指導監督します。
- 3 この業務の実施にあたっては、顧客である市民への親切丁寧な応対を旨とし、市民に対して一切の迷惑をかけないよう注意いたします。
- 4 一般廃棄物処分手数料の取扱い業務上の経費等については、全責任を持ち、万一損害が生じた場合といえども、市長には一切迷惑をかけません。

誓 約 書

令和 年 月 日

(提出先) 上田市長

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名

個人にあっては、住民票の写し又は登録原票記載事項証明書、法人にあっては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書については、前回提出したものと変更がないことを誓約します。

(住民票の写し又は登録原票記載事項証明書(個人)、定款又は寄付行為及び登記事項証明書(法人)の添付が免除されるのは、許可更新の申請時に限ります。新規で申請する場合は、添付が必要です。)

誓 約 書

令和 年 月 日

(提出先) 上田市長

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名

事業所の所有を証明する書類(土地建物登記簿謄本又は土地建物賃貸借契約書写し)については、前回提出したものと変更がないことを誓約いたします。

(事業所の所有を証明する書類の添付が免除されるのは、許可更新の申請時に限ります。新規で申請する場合は、添付が必要です。)

# 事業所案内図及び付近見取り図

申請者			

### 処 理 施 設 内 図 面

事業所名

※処理施設の平面図、配置図、立面図、断面図、構造図等

### 事業所敷地内配置図

申請者

## 処理施設の写真

申請者